

告 示

埼玉県告示第千三百四十六号

測量計画機関であるさいたま地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま地方事務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市東町（市街地再開発事業地区を除く）、御幸町及び有楽町

四 作業期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年二月二十八日まで